

5 消 安 第 756 号
令和5年5月12日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

農薬の登録に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第39条第1項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の登録について、貴審議会の意見を求める。

記

キノフメリン

5 消 安 第 757 号
令和 5 年 5 月 12 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

農薬の登録に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の登録について、貴審議会の意見を求める。

記

発芽スイートルーピン抽出たんぱく質